

宗像市就学指導委員会委員名簿（案）

任期：平成25年6月1日～平成26年5月31日

区分	氏名	新任・再任	備考
知識経験を有する者	太田 富雄	再任	福岡教育大学 教授
	樋口 貴文	再任	ひぐちこどもクリニック 医師（宗像医師会）
	宮原 道生	再任	宮原小児科医院 医師（宗像医師会）
	乾 弘幸	新任	福岡県立古賀特別支援学校 教諭
宗像市立学校の校長の代表	大庭 多美枝	再任	自由ヶ丘小学校 校長
	寺本 正治	新任	吉武小学校 校長
	高田 英也	新任	河東西小学校 校長
	木部 里美	新任	日の里西小学校 校長
	岩村 一彦	新任	自由ヶ丘中学校 校長
宗像市立学校の特別支援学級担当教諭の代表	水崎 智津子	新任	城山中学校 教諭
	新島 まり	新任	東郷小学校 教諭
指導主事	正路 澄代	再任	教育政策課 指導主事
その他教育委員会が必要と認める者	吉田 倫代	再任	自由ヶ丘小学校通級指導教室 教諭
	石井 理恵	再任	中央中学校通級指導教室 教諭
	松本 弘子	再任	発達支援センター 保健師
	渡邊 慶香	新任	発達支援センター 作業療法士
	新塘 元哉	再任	療育施設のぞみ園 指導員

下線が新任。

旧任：平成24年6月1日～平成25年5月31日

区分	氏名	所属
知識経験を有する者	狩野 順彦	福岡県立古賀特別支援学校 教諭
宗像市立学校の校長の代表	下山 昭博	中央中学校 校長
	坂田 紳一	玄海小学校 校長
	中村 光一	自由ヶ丘南小学校 校長
	有馬 宏	地島小学校 校長
宗像市立学校の特別支援学級担当教諭の代表	山口 由紀子	赤間小学校 教諭
	熊手 章夫	河東中学校 教諭
その他教育委員会が必要と認める者	石橋 千宜	学校適応指導教室 室長
	西川 美樹	宗像市発達支援センター 保健師

○宗像市就学指導委員会規則

平成17年3月25日

教育委員会規則第4号

改正 平成18年3月31日教委規則第3号

平成19年4月20日教委規則第3号

平成19年12月26日教委規則第6号

平成21年12月24日教委規則第5号

平成24年5月23日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市就学指導委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 宗像市立学校の校長の代表
- (3) 宗像市立学校の特別支援学級担当教諭の代表
- (4) 指導主事
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(平18教委規則3・平19教委規則3・平24教委規則7・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が不在の場合は、教育長が委員会を招集できるものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(出席の要求)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(平19教委規則6・平21教委規則5・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月20日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月26日教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月24日教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月23日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

